

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年9月14日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令について◆

平成22年9月14日付の官報に表題の省令（省令第104号）が掲載され公表されました。

今般公表された改正の内容は平成22年5月21日付のパブリックコメント募集手続き時のものと同内容であり、主な内容は以下のとおりとなります。

● 改正の概要

適格年金から確定給付企業年金への円滑な移行を目的として簡易基準*について以下のとおり変更する。

- 適用範囲の拡大。（現行：300人未満⇒変更後：500人未満）
- 厚生労働大臣から厚生（支）局長に認可権限を委任している規約変更の内容を拡大。（「簡易な基準に基づく確定給付企業年金の規約の変更」を追加）
- 掛金計算等の書類について年金数理人の確認を省略可能としている時限措置を、「平成24年3月末」から「当分の間」に変更。

※簡易基準とは基礎率として予定利率と死亡率のみを用いて掛金計算をする財政運営基準（キャッシュバランスプランにおいては指標の予測も見込む）

● 施行日

公布日（平成22年9月14日）

以上

